

檢疫所業務管理室

検疫所における輸入食品の監視体制

従前の経緯

- 我が国の供給熱量ベースでの総合食料自給率は、約4割(農林水産省「平成26年度食料需給表」)であり、約6割を海外に依存する状況となっているため、輸入食品の安全性の確保は、国民の関心が非常に高い極めて重要な課題となっている。
- 平成28年度の食品等の輸入届出は、10年前と比較して、約1.2倍に相当する約234万件に達している。このうち、輸入食品等に係るモニタリング検査、検査命令等の輸入時検査を実施したものは、195,580件(重複を除く。)であり、食品衛生法違反に該当するものと確認されたものは、773件(重複を除く。)となっている。
- 国別の届出件数(総届出件数に対する割合)をみると、中国が742,967件(31.8%)と最も多く、次いで米国の228,793件(9.8%)、フランス208,459件(8.9%)、タイ161,735件(6.9%)、韓国121,936件(5.2%)の順であった。
また、国別の違反状況をみると、中国は181件、米国は90件、ベトナムは70件、タイは54件、イタリアは37件、フランスは28件の順であった。

(注) 食品衛生法違反に該当するものと確認されたものの内訳は以下のとおり

| | |
|-------------------------|------|
| 第11条違反(食品又は添加物の基準及び規格) | 493件 |
| 第6条違反(販売を禁止される食品及び添加物) | 206件 |
| 第18条違反(器具又は容器包装の基準及び規格) | 55件 |
| 第10条違反(添加物の販売等の制限) | 42件 |
| 第9条違反(病肉等の販売等の制限) | 5件 |
| 第62条違反(おもちゃ等についての準用規定) | 2件 |

今後の取組

- 今後とも、検疫所において、輸入食品の輸入実績、違反状況等を踏まえて毎年度策定される「輸入食品監視指導計画」に基づき、輸入食品の監視指導を実施する。

- 平成30年度予算案では、輸入食品の審査・検査体制の強化のため、全国32カ所の検疫所に食品衛生監視員を1名増員し、420名を配置する予定である。

都道府県に対する要請

- 厚生労働省としては、輸入食品の届出件数、輸入重量、検査件数、食品衛生法違反件数等の状況をまとめた、「輸入食品監視統計」について、翌年度の8月をメドに公表しているため、国内に流通する輸入食品の監視指導の際に参考とされたい。

